

居多神社文書（近世）目録解題

居多神社（上越市五智）は「延喜式・神名下」にその名が見え、中世以来の史料を数多く所蔵している。これらの史料は、「居多神社文書」として上越市指定文化財となっている。

本目録は、上越市指定文化財「居多神社文書」とは別に保管されていた史料群で、平成11年5月、市史編さん室が調査させていただき作製したものである。この史料群を「居多神社文書（近世）」と呼ぶこととする。

「居多神社文書（近世）」は1,309点で、一個の木製箱（茶箱）におさめられていた。史料「居多神社文書（近世）」はおよそ4群に大別することができる。

1. 近世前期の文書群

「居多神社文書（近世）」で、年紀が明らかで、もっとも早いものは、寛永13年（1636）の「神道裁許状」（240-60-1）である。内容からおよその年代を推定できるものを含め、17世紀後半から18世紀初頭の史料が、全体の約半数を占めている。

この時期は、後述するように居多神社社家花ヶ前氏が、越後における吉田神道の「社務」として社人統制の役割の一端を担っており、それと関連して伝来したものである。なお、この多くが、糊はずれなどで前後を欠いた断簡になっており、惜しまれる。

2. 朱印状受領と社伝文書の書上

居多神社は、慶安元年（1648）2月、将軍家光により社領100石の朱印地を与えられて以来、歴代将軍に追認されてきた。朱印状の更新は幕府からの通達により一定の手続き（朱印改め）を経た後、高田城内において高田藩から伝達授与された。この儀式や儀礼に関する史料が榊原家の入封以降から見られる。

宝暦12年（1762）、家治の朱印状が高田城内で手渡された際の領内朱印地寺社の席次や、朱印状を奉戴して神社へ奉納する行列の図（240-342-1）などの史料をはじめ、各時代のものが残されている。このことと関係して、由緒や社伝文書を書き上げた史料も少なくない。

3. 社領と「居多村文書」

朱印地として認められた高100石の居多神社領は、12石余が居多村の内から、87石余が国分村の内から与えられていた。居多神社では、社内に「地頭役所（社領役所）」をおき、「代官」が社領を支配する形をとっていた。

近世の居多村には、社家花ヶ前氏と下社祀官松村氏のほか、製塩や漁業などを営む者約20戸の民家があり、元禄期ころから甚助（介）家・六右衛門家などが代々庄屋をつとめていた。

「居多神社文書（近世）」には、元禄15年（1702）「居多村切支丹御改之帳」（240-954-1）や正徳2年（1712）の「収納帳」（240-544-1）などのように「居多村」として作製した、いわば「居多村文書」というべき史料群が含まれている。この中には、天保11年（1840）の鯖運上の「一札」（240-189-9）のように浜付き社領村ならではの史料と、領地境内を北陸道往還が通っていたため北陸道往還の国役普請などに関するものがみられる。

4. 近代文書

居多神社は、もともと居多村内の字「身輪山・身能輪山（みのわやま）」の山上に鎮座していたが、慶応2年11月から社地が崩落したために神官の居宅に移転した。また一時、八幡村の八幡宮に合祀していた時期もあった。明治4年（1872）には朱印地100石が上地され、明治6年5月「県社」に指定されている。

この後、明治12年に現在の場所へ社殿を造営するが、明治35年（1902）3月18日の火災で焼失、明治40年に再建した。

このように、居多神社は近代初頭に、相次ぐ災害と近代社格制度の大きな変動に遭遇している。これらと関係し、作製された明治初年から昭和 20 年までの近代の史料群が存在する。

社伝によれば、居多神社社家花ヶ前氏は、慶安 3 年（1650）に卜部（吉田）兼起卿から「越後国頸城・魚沼・刈羽三郡社家作法申渡下知状を頂戴した」と伝えられている。

吉田神道では、中世末から地方の神職に対して許状を出し、叙位任官の執奏をしていた。吉田家では、家内に「国懸かり役」を置いて担当する国を定める一方、国内の神職を統括する「触頭（ふれがしら）」を各国に置き、それを通して色々な許状を授与していた（国学院大学日本文化研究所編『神道事典』、平成 6 年、弘文館）。

社伝の「社家作法申渡」の職がこの「触頭」にあたり、居多神社の別の記録には「吉田殿配下頸城・魚沼・刈羽三郡社家触頭職兼帯仕来ニ御座候」とも記している。花ヶ前家は、松平光長領内三郡の「触頭」に任じられていたのである。史料上では、この職を「社務」としている場合が多い。「社務」の下には、郡またはもう少し狭い「郷」ほどの範囲で「幣頭（ぬさがしら）」、または、「注連頭（しめがしら）」という役をおいていた形跡もある。

三郡の神職が官位や継ぎ目の裁許を吉田家に申請する場合は、「幣頭」から「社務」を通じて吉田家へ願い出るというルートをとらなければ受理されない仕組みとなっていた。また、各地の社家間の争論や、社家と氏子や地主、領主役人とのトラブルを調停することも、「社務」や「幣頭」の重要な役割だった。前記の史料群は、このことと関連して作製されたものが多く、魚沼・刈羽・頸城三郡の社家が吉田家の裁許状をうけるために「居多社務」の「添状」を求め、それをうけて「居多社務」が吉田家や各地の社人と取り交わした文書が大部分である。

しかし、「社務」の職権を貫徹するには困難な面も少なくなかった。居多神社と同様な朱印地をもつ、府中八幡の社人や春日社人などは、「居多社務」の支配下に入ることに抵抗があり、それに追従する社人が高田・今町とその周辺部にかなり存在した様子が窺われる。

万治 4 年（1661）「居多社務」は、抵抗する社人たちから吉田家の裁許状を取り上げたが、社人らは「吉田家ではなく伊勢御師方（伊勢神道）の官位をとった」といい、わがままに官許の装束をつけ、神事を行っていると幕府へ訴えている（240-122-1）。

「居多社務」に対する抵抗は、寛文 5 年（1665）の「諸社祢宜神主法度」により、幕府が吉田家に諸国社家統制の特権を付与した後も長く続き、光長家改易後、特に地元の高田近辺で拡大していった形跡がある（享保 3 年・240-602-1）。「居多神社文書（近世）」のなかで、魚沼・刈羽両郡や西頸城地方の社家との間で取り交わした文書が圧倒的に多く、頸城中部の社家に係わるものが比較的少ないのはこれを反映しているものと思われる。

一方、魚沼郡では藪川村・土川村・小千谷村（いずれも現小千谷市）付近で弥彦神社と衝突が早くから見られ（明暦 2・240-77-1、正徳 2・240-624-1）、年代は明らかでないが、魚沼郡では、「居多社務家」が遠方であるという理由で、吉田家への添状を以後は「割元」が発行することになっている（240-176-1）。また、吉田家への「直参」となったから「社務の添状は不要となった」と居多社務の添状を返戻してくる社家が頸城郡内からもあらわれる（240-664-1）。「三郡社務」としての花ヶ前氏の権力は次第に衰退していく傾向が認められ、社務職にかかわる史料が 18 世紀後半以後から急激に少なくなる。

本目録に収録した「居多神社文書（近世）」は、中世史料として著名な上越市指定文化財「居多神社文書」の陰にかくれ、今までほとんど知られていなかった。近世前期のこの地方の神道史研究に資するところとて大きな有益な新史料群といえよう。

